

○八潮市振興計画審議会規則

昭和57年4月1日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）第3条の規定に基づき、八潮市振興計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(平26規則7・令3規則25・一部改正)

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の委員
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(平5規則41・全改、平11規則26・令3規則25・令6規則19・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令6規則19・一部改正)

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(平3規則17・平7規則12・平8規則24・平14規則6・平21規則20・平28規則18・
一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(令3規則25・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年規則第23号)

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則 (平成3年規則第17号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年規則第12号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年規則第24号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 略

附 則 (平成14年規則第6号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第20号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第7号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第18号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第25号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年規則第19号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。